

災害時職員初動マニュアル（案）の概要

背景

○特に、災害初動時は、情報の錯綜や交通、ライフラインの途絶等により、何から対処すべきか混乱を来すことが考えられるため、確実な被災情報の収集は、あらかじめ各職員の担う役割、行動の理解を徹底しておく必要がある。

○地域防災計画修正に伴い、各職員に改めて、災害時に担う役割や行動の基準を周知する必要があることから、災害時の職員初動マニュアルを更新した。

目的

○迅速で的確な災害対策が実施できるようにすることを目的とし、台風や局地的豪雨などの風水害及び大規模な地震により、災害対策本部が確立され応急対策活動が軌道に乗るまでの、初動期（おおむね3日間）の応急活動を対象として、職員のとるべき行動等についてとりまとめた。

内容

○全体に共通する決まりごとを示す『総則』のほか、地域防災計画の修正にしたいが見直された災害別の配備体制や配備基準を整理した『災害時の体制と初動期における活動内容』、各部ごとに実施しなければならない災害初期の活動内容を整理した『各部の初動活動内容』の3つの章立てで構成した。

主な特徴

○風水害時及び地震災害時の大まかな活動フローを地域防災計画の項目とリンクさせた。

○各部ごとに実施すべき災害時の活動内容について、「発災直後に実施すること」、「24 時間以内に実施すること」、「72 時間以内に実施すること」に分けて整理した。また、その活動内容は業務継続計画の内容とリンクさせた。

職員初動の基本方針

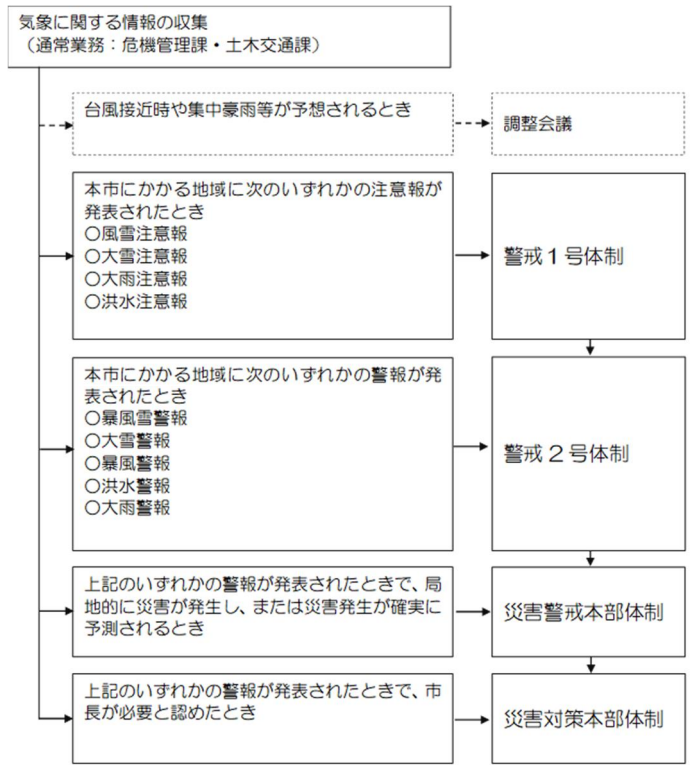
- （1）人命の優先
- （2）判断力の養成
- （3）連絡体制の明確化
- （4）情報の収集と連絡
- （5）被災者への適切な対応

優先すべき行動

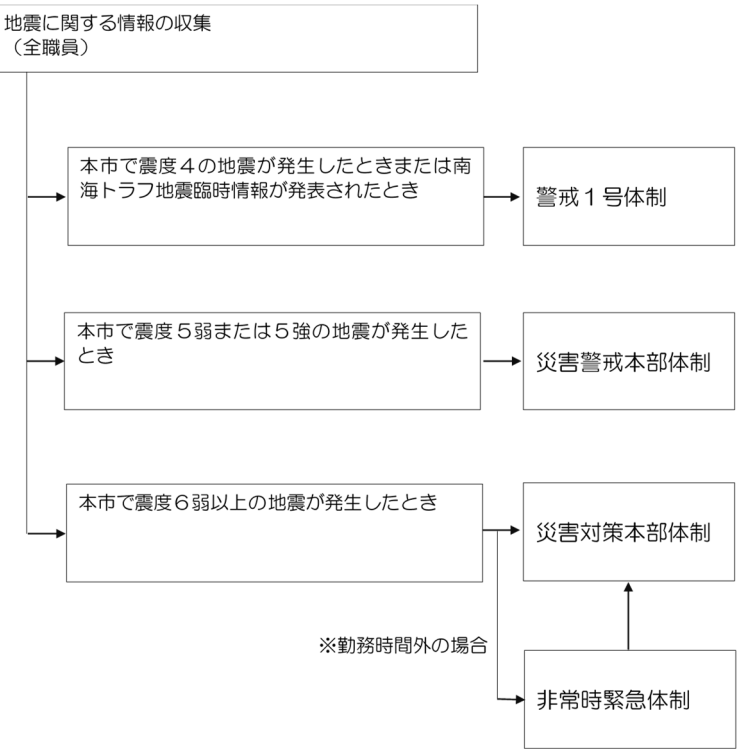
- （1）二次災害の防止
- （2）被害調査及び応急復旧
- （3）災害対策本部設置の準備

配備体制の確立フロー

風水害



地震災害



主な活動フロー

風水害

発災前に実施

配備体制の確立、情報収集・整理・伝達、避難、水防

発災直後に実施

災害救助法の適用、緊急輸送体制の整備、消防、救急・救助、医療・救護活動、避難生活支援、飲料水・食料・生活必需品等の供給、ライフラインの応急復旧、災害廃棄物処理、学校等における応急対策

24 時間以内に実施

応援の要請・受入れ、危険物等の二次災害防止活動、その他施設の二次災害防止活動、要配慮者対策、行方不明者の捜索及び遺体の火葬等、防疫、保健衛生、ボランティアの受入れ

72 時間以内に実施

住宅対策、文化財の応急対策、義援金品の配分

地震災害

発災直後に実施

配備体制の確立、情報収集・整理・伝達、災害救助法の適用、緊急輸送体制の整備、避難、水防、消防、救急・救助、医療・救護活動、避難生活支援、飲料水・食料・生活必需品等の供給、ライフラインの応急復旧、災害廃棄物処理、学校等における応急対策

24 時間以内に実施

応援の要請・受入れ、危険物等の二次災害防止活動、その他施設の二次災害防止活動、要配慮者対策、行方不明者の捜索及び遺体の火葬等、防疫、保健衛生、ボランティアの受入れ

72 時間以内に実施

住宅対策、文化財の応急対策、義援金品の配分

体制種類ごとの参集職員、伝達方法、参集場所

風水害				
体制の種類	発生時期	参集職員	参集伝達方法	参集場所
風雪、大雪、洪水、大雨のいずれかの注意報が発表されたとき（警戒１号体制）	勤務時間内	水防配備警戒体制班員 (水防配備警戒 1 号体制) 危機管理課職員	庁内放送 電話 職員参集メール 庁内グループウェアシステム チャットツール	各所属
		上記以外の職員		各所属
	勤務時間外	水防配備警戒体制班員 (水防配備警戒 1 号体制) 危機管理課職員	電話 職員参集メール	自宅待機
		上記以外の職員		自宅待機
暴風雪、大雪、暴風、洪水、大雨のいずれかの警報が発表されたとき（警戒 2 号体制）	勤務時間内	水防配備警戒体制班員 (水防配備警戒 2 号体制) 危機管理課職員 教育総務課職員（※状況に応じて）	庁内放送 電話 職員参集メール 庁内グループウェアシステム チャットツール	各所属
		上記以外の職員		各所属
	勤務時間外	水防配備警戒体制班員 (水防配備警戒 2 号体制) 危機管理課職員 教育総務課職員（※状況に応じて）	電話 職員参集メール	土木交通課
				各所属
		上記以外の職員		自宅待機
	暴風雪、大雪、暴風、洪水、大雨のいずれかの警報が発表されたときで、局地的に災害が発生、または発生が確実に予測されるとき（災害警戒本部体制）	勤務時間内	災害警戒本部関係者	庁内放送 電話 職員参集メール 庁内グループウェアシステム チャットツール
上記以外の職員				各所属
勤務時間外		災害警戒本部関係者	電話 職員参集メール	危機管理センター
		上記以外の職員		自宅待機
暴風雪、大雪、暴風、洪水、大雨のいずれかの警報が発表され、または 大規模災害が発生し、市長が必要と認めたとき（災害対策本部体制）	勤務時間内	災害対策本部関係者	庁内放送 電話 職員参集メール 庁内グループウェアシステム チャットツール	危機管理センター
		上記以外の職員		各所属
	勤務時間外	災害対策本部関係者	電話 職員参集メール	危機管理センター
		上記以外の職員		自宅待機
注）勤務時間外の警戒 2 号体制について、配備対象となっている職員は、配備の連絡を待つことなく参集し災害対策活動に従事する。				

地震災害

体制の種類	発生時期	参集職員	参集伝達方法	参集場所
本市で震度４の地震が発生した時または南海トラフ地震臨時情報が発表されたとき（警戒１号体制）	勤務時間内	警戒体制職員※１	庁内放送 電話 職員参集メール 庁内グループウェアシステム チャットツール	各所属
		上記以外の職員		各所属
	勤務時間外	警戒体制職員※１	電話 職員参集メール	各所属
		上記以外の職員		自宅待機
本市で震度５弱または５強の地震が発生したとき（災害警戒本部体制）	勤務時間内	災害警戒本部関係者	庁内放送 電話 職員参集メール 庁内グループウェアシステム チャットツール	危機管理センター
		上記以外の職員		各所属
	勤務時間外	災害警戒本部関係者	電話 職員参集メール	危機管理センター
		上記以外の職員		自宅待機
本市で震度６弱以上の地震が発生したとき（災害対策本部体制）	勤務時間内	災害対策本部関係者	庁内放送 電話 職員参集メール 庁内グループウェアシステム チャットツール	危機管理センター
		上記以外の職員		各所属
	勤務時間外 ※２	災害対策本部関係者	電話 職員参集メール	危機管理センター
		対策支部員		対策支部
		上記以外の職員		各所属

注）勤務時間外の配備体制について、配備対象となっている職員は、警戒１号体制を除き配備の連絡を待つことなく参集し災害対策活動に従事する。

※１警戒体制職員 危機管理局長、議会事務局長、市長公室長、政策推進部長、総務部長、市民部長、健康福祉部長、環境経済部長、建設部長、建設部技監、上下水道事業所長、こども家庭局長、教育部長、災害対策本部事務局（総務班）、危機管理課

※２非常時緊急体制 夜間・休日等に震度６弱以上の地震が発生し、職員の参集後、災害対策本部が設置されるまでの間は、次の組織体制により初期応急活動を行う。

（災害対策本部事務局）		
名称	班長	構成課・人員等
事務局班	危機管理課長	危機管理課
総務班		各部局から課長補佐級 1 人を指名※補佐のいない所属にあっては係長
情報班	あらかじめ指名	市長公室、政策推進部、総務部などからあらかじめ指名（10 人程度）

（各対策支部）	
名称	構成課・人員等
支部長	あらかじめ指名（支部長 1 人、副支部長 1 人）
支部員 （情報収集班）（整理・伝達班）	あらかじめ指名（6 人）